

## 本説明書及び電気供給約款を十分にご確認ください

## 【重要事項説明書】

電気事業法第2条の13の規定に従い、株式会社エネワンでんき(以下、当社といたします)との電力供給契約を締結するにあたり重要な事項を説明いたします。

小売電気事業者 (契約当事者)	
株式会社エネワンでんき 代表者 吉澤正人 登録番号: A0015 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービル2F 北海道お問い合わせ窓口(株式会社いちたかガスワン) 受付時間: 24時間 電話 0120-296-365 Eメール customercenter@ichitaka.co.jp ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします ※契約の確認・変更・解約も上記窓口で承ります	
申込方法	所定の申込書またはWebフォーム等によります
供給電圧・周波数	100V/200V 50Hz
契約期間および契約更新の取扱	お客さまのお申込を当社が承諾した日以降供給開始日から1年目の日までの期間 (自動更新)
契約メニュー	当社の用意するメニューよりお客さまのお申込に基づき適用します
契約電流・容量・電力	お客さまの申出によります。原則として当該供給地点における前契約の契約電流・容量・電力を引き継ぐものとします。ただし、契約地点の設備状況や電気の使用実態に応じ、お申し込んだ内容が不適当と当社が判断したときは、契約電流・容量・電力を変更させていただく場合があります
小売供給に係る料金	別紙料金表記載の通り
計量方法	一般送配電事業者設置の電力量計による

## 供給開始予定日

1. 契約の切り替えの場合は、お申込に基づく当社の規定手続き終了日以降に到来する、一般送配電事業者が実施する検針日といたします。
2. 新たにご利用を開始される場合はお客さまがご希望される日といたします。
3. 当社へのお申込前から既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

## 債権譲渡に関する特別

1. 当社は、当社が個別に指定する契約を除き、料金その他に係る債権を、当社が指定する債権譲受人(以下、当該債権譲受人という)へ譲渡いたします。なお、当社および当該債権譲受人は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略いたします。
2. 当社は、当該債権譲受人へお客さまに係る氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号および請求書の送付先ならびにその他債権の請求および回収を行うために必要な情報を提供する場合があります。

## 料金の支払方法および支払期日

当該債権譲受人へ支払っていただく場合の料金の支払方法および支払期日は、当該債権譲受人の定めるところによります。ただし、当該債権譲受人が株式会社いちたかガスワン(以下、いちたかガスワンといたします)である場合の料金その他の支払方法および支払期日は次の通りです。

1. クレジットカードによるお支払いの場合は、ご指定のクレジットカード会社の規約に基づきお支払いいただきます。
2. その他の支払方法については、当社またはいちたかガスワンの規定によりご指定いただける場合があります。
3. 原則として、支払いが滞る場合には再請求書(督促状)および振込用紙をお届けします。その際、いちたかガスワンの規定により再請求手数料330円(税込)をご請求し、支払方法の変更をお願いする場合があります。

## その他商品等の契約を締結されている場合の一括支払い

お客さまがその他有料の商品またはサービスについて、小売または売買契約等に基づき当社または当該債権譲受人より供給等を受ける場合、当該契約の解除に伴う精算時を除き、原則すべての料金を一括してお支払いいただきます。ただし当社または当該債権譲受人が別に支払方法を定める場合はこの限りではありません。

## 契約更新の取扱

契約期間が満了する15日前までにお客さままたは当社どちらかからの解約の申出がないときは同条件にて自動的に契約が更新されます。なお、契約期間中にお客さまの申出により契約を終了する際は、20日前までに通知いただく必要があります。

## 違約金

1. お客さまの申出により供給開始日以降1年目の日までの期間内に解約となる場合、解約事務手数料として3,300円(税込)をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。
  - 転居等により解約する場合で、転居先でも当社電力をご購入いただく場合または当社電力の供給を転居先で受けることができない場合
  - 建替により解約する場合で、建替後も当社電力をご購入いただ

## く場合

- その他お客さまの責に帰さない事由で解約し、当社が認めた場合
2. お客さまが、契約電力、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで本契約を終了させる場合で、当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社にお支払いいただきます。

## 料金調定の方法

前月検針日または計量日(一般送配電事業者が予め定めた、電力量が記録型計量器に記録される日をいいます。)から当月検針日または計量日の前日までの期間、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき電気料金の算出を行います。

## 契約に関わる注意事項

1. 当社へのお申込前にご利用されていた小売電気事業者との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係る支払義務等に関する事項が定められていた場合、当社へのお申込手続後または供給開始後に違約金等を請求されたり、お取引内容に基づきご利用されたサービス等が失効またはご利用停止となる場合があります。

- 特典およびポイントサービス ● 割引メニューまたは割引サービス
- 各種照会サービス ● その他取引に係るサービス等

2. 一般送配電事業者の託送供給等約款に、お客さまにお守りいただく事項がございます。詳細は電気供給約款をご参照ください。(以下重要部分抜粋)

- 検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、一般送配電事業者またはその委託業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由がない限り承諾すること
- 一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知すること

3. お客さまが以下の事項に適合すると当社が判断した場合、当社は解除日の15日前までに書面での通知をした上で契約を解除することがあります。

- お客さまが電気料金債務(この契約以外の電気料金を含む。)、電気供給約款により支払いを要する電気料金以外の債務および当社および当該債権譲受人に対して負う電力供給契約以外による債務を含む金銭債務を各々の定める支払期日を経過してなお支払われない場合
- お客さまが電気供給約款に違反した場合

- お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合
- 託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気の供給が停止されており、一般送配電事業者が定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

4. 当社は、料金メニューに定めるセット契約対象となる商品のお取引を、お客さまが一定期間為されなかった場合、いちたかガスワンの申出に基づき、当社の定める適用範囲に該当する料金メニューへ変更する場合がございます。詳細は、電気供給約款をご参照ください。

5. 当社は料金改定をする場合があります。万が一料金改定に同意頂けない場合は供給開始日以降1年目の日までの期間内であっても解約事務手数料なしで他の小売電気事業者に切り替えていただくことができます。

6. 料金改定等の契約変更や、契約更新、電気供給約款の変更等に関するお客さまへの通知・説明・書面交付は、書面またはホームページへの記載等、当社が適当と判断した方法にて行います。
7. 燃料費調整額の算定に用いる毎月の燃料費調整単価は当社ホームページをご確認ください。  
<https://eneonedenki.net/hokkaido/clause.html#fuelcost>

8. 当社がお客さまに電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、その費用について、電気供給約款に基づき、お客さまに当社の指定する方法により支払っていただきます。詳細は電気供給約款をご参照ください。

## 計量器・配線その他の工事に関する費用負担について

